

土木学会鋼構造委員会内規

昭和46年11月24日 改正

昭和48年9月2日 改正

平成11年6月1日 改正

1. 目的

鋼構造委員会（以下委員会という）は、土木工学分野における鋼材、鋼構造物等に関する研究、調査および関連学協会との研究連絡を行い、学術、技術の発展に寄与することを目的とする。

2. 事業

委員会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- 1)鋼材、鋼構造物等に関する研究、調査。
- 2)関連学協会等との研究連絡。
- 3)講演会、講習会、シンポジウム等の開催。
- 4)鋼材、鋼構造物等に関する刊行物の企画、編集。
- 5)その他目的達成のために必要な事項。

3. 構成

委員会は、委員50名程度および顧問若干名で構成する。

- 2)委員会には、委員長1名、副委員長1名、幹事長1名および幹事若干名（以下委員長等という）をおく。

4. 委員および顧問

委員および顧問の委嘱は土木学会委員会規定第4条による。

- 2)委員の任期は1期2年を原則とする。ただし、委員会の運営に支障を来すと認められた場合は再任を妨げない。

- 3)任期の途中で交代した委員の任期は、前任者の残余期間とする。

- 4)顧問の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

5. 委員長等

委員長等の委嘱は土木学会委員会規定第4条による。

- 2)委員長等の候補者は委員の中から選出する。

- 3)委員長および副委員長の任期はそれぞれ1期2年とする。

6. 小委員会、分科会等

委員会には、必要に応じて小委員会、分科会等（以下小委員会等という）を設けることができる。

- 2)小委員会の設置、改廃は、原則として委員会の承認を得る。
- 3)小委員会等の委員長、委員、幹事等の委嘱は土木学会委員会規定第7条2)による。
- 4)小委員会等の委員長候補者は委員の中から選出するものとし、委員会の承認を得る。
- 5)小委員会等の委員候補者は委員以外から選出することができる。
- 6)小委員会等は、その研究、調査等の成果を委員会に報告するとともに、原則として会員に公表する。

7. その他

本内規に定めない事項について、鋼構造委員会運営要領に定めることができる。

8. 内規の改正

本内規の改正は委員会の議を得なければならない。

9. 本内規の施行

本内規は平成11年6月1日から施行する。